

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃
2	対象税目	(法人税:外)(国税5) (法人住民税:外)(地方税3)  【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 退職等年金給付の健全な運営を確保するため、積立金に対する特別法人税の撤廃を要望する。
		《関係条項》 法人税法(昭和40年法律第34号)第8条、第83条、第84条、第87条 地方税法(昭和25年法律第226号)第51条、第314条の4 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第68条の4
4	担当部局	自治行政局公務員部福利課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成29年度～31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度:退職等年金給付に対する非課税措置の創設 ※退職等年金給付は「地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」(平成24年法律第97号)により創設され、平成27年10月から制度を運用
7	適用又は延長期間	恒久措置を要望
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上及び公務の能率的運営を図る。 《政策目的の根拠》 ○地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号) (目的) 第一条 この法律は、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、その行うこれらの給付及び福祉事業に関して必要な事項を定め、もつて地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、 <u>公務の能率的運営に資することを目的とし、あわせて地方団体関係団体の職員の年金制度等に関して定めるものとする。</u>
		② 政策体系における政策目的の位置付け 平成29年度概算要求における政策体系図 【基本計画(24年6月策定、28年3月改正)】 Ⅱ. 地方行財政 1. 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>特別法人税を撤廃することによって、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、地方公務員の老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上及び公務の能率的運営を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながる。特に、特別法人税は運用結果が赤字の場合にも課税されるため、更なる財政状況の悪化を招く可能性がある。</p> <p>このため、特別法人税を撤廃することによって、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、地方公務員の老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上及び公務の能率的運営を図る。</p> <p>※平成 27 年度における退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の運用利回りの実績は 0.11%であり、特別法人税 1.173%の課税停止がなければ元本割れの状態となる。</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p><u>退職等年金給付組合積立金</u>(地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会)</p> <p>平成 27 年度末 1,308 億円</p> <p>※平成 27 年 10 月より積立を開始しているため、当面の間、給付はないと想定した場合、将来推計値は以下のとおり。</p> <p>平成 28 年度末 3,923 億円(推計)</p> <p>平成 29 年度末 6,538 億円(推計)</p> <p>平成 30 年度末 9,153 億円(推計)</p> <p>平成 31 年度末 11,768 億円(推計)</p> <p><u>退職等年金給付調整積立金</u>(地方公務員共済組合連合会)</p> <p>平成 27 年度末 64 億円</p> <p>※平成 27 年 10 月より積立を開始しているため、当面の間、給付はないと想定した場合、将来推計値は以下のとおり。</p> <p>平成 28 年度末 193 億円(推計)</p> <p>平成 29 年度末 322 億円(推計)</p> <p>平成 30 年度末 450 億円(推計)</p> <p>平成 31 年度末 579 億円(推計)</p>
		② 減収額	<p>減収見込額</p> <p>平成 27 年度: 1,609 百万円(国税:1,432 百万円、地方税:177 百万円)</p> <p>《算出方法》</p> <p>平成 27 年度末時点の積立金額(1,372 億円)に、1.173%(国税:1.044%、地方税:0.129%)を乗じる。</p> <p>※将来の減収見込額(推計値)</p> <p>平成 28 年度: 4,828 百万円(国税:4,297 百万円、地方税:531 百万円)</p> <p>《算出方法》</p> <p>上記⑨①における平成 28 年度末時点の積立金額(4,116 億円)に、1.173%(国税:1.044%、地方税:0.129%)を乗じる。</p> <p>平成 29 年度: 8,046 百万円(国税:7,161 百万円、地方税:885 百万円)</p>

			<p>平成 30 年度:11,265 百万円(国税:10,026 百万円、地方税:1,239 百万円) 平成 31 年度:14,483 百万円(国税:12,890 百万円、地方税:1,593 百万円) ※算出方法は同上。</p>
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 現在、特別法人税の課税凍結により老後の所得確保を支援している。さらに、特別法人税を撤廃することで、地方公務員共済組合等の実施機関や地方公務員等における課税への不安感を取り除くことができる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 特別法人税が課税された場合、財政状況が悪化する実施機関が多く生じる結果、組合員の老後の所得確保の阻害要因となるおそれがある。 ※平成 27 年度における退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の運用利回りの実績は 0.11%であり、特別法人税 1.173%の課税停止がなければ元本割れの状態となる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	退職等年金給付制度は、税制上の措置を講ずることで、国として地方公務員の老後の所得確保を支援することを目的としている。税制上の支援措置は他に代え難い強力な支援策である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	-
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方公共団体の住民たる地方公務員の老後の所得保障の充実及び財産形成の促進により、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上及び公務の能率的運営を図ることを目的としているため、地方公共団体においても協力することが相当である。
11	有識者の見解		-
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-